

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 103 件

厚生年金関係 103 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 11 月 28 日まで  
③ 昭和 39 年 1 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで  
④ 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 12 月 30 日まで

A社の厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 34 年 5 月 1 日となっているが、同社には、中学校を卒業後同年 4 月から勤めているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。また、脱退手当金については、請求してはいないし受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 本来、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②の後の被保険者期間（5 か月）及び申立期間③の直前の被保険者期間（42 か月）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

しかしながら、申立人がこれら 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、特に、申立期間②、③及び④と同一の記号番号で管理されていた申立期間③の直前の事業所に係る被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、複数の同僚の証言から、申立期間①において、申立人はA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において申立人と資格取得年月日が同日となっている複数の同僚は、昭和 34 年の 3 月又は 4 月に入社したと供述していることか

ら、同社では、全ての従業員に対して入社日と同日に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社は昭和 37 年 9 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も無いことから、申立人の申立期間①における保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月15日から59年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を58年11月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から59年1月1日まで

昭和57年1月31日にB社を退職してすぐにA社に入社し、同年2月から給料をもらったはずなので、同年2月から厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年11月15日から59年1月1日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社において昭和58年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人とはB社で一緒に勤務していた。その後、A社へ申立人と一緒に転職し、配管工として勤務していた。」旨の供述をしている。

さらに、A社における申立人以外の従業員の社会保険の記録と雇用保険の記録は一致している上、事業主の妻である元役員から、「試用期間は無かった。」との回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得時の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻である元役員は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が当該期間の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 2 月 1 日から 58 年 11 月 13 日までの期間については、申立人は健康保険の任意継続被保険者であった上、他事業所における雇用保険の記録が確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 1486～1586（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月20日

A社から支給された平成16年7月の賞与の記録について、同社からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっており、年金額の計算の基礎となる記録となっていない。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件101件（別添一覧表参照）

別添

一 覧 表

事案 番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1486			女	昭和26年生		19万 4,000円
1487			男	昭和31年生		22万 5,000円
1488			男	昭和46年生		29万 7,000円
1489			女	昭和52年生		21万 3,000円
1490			男	昭和50年生		28万 3,000円
1491			男	昭和52年生		29万 4,000円
1492			女	昭和57年生		20万 8,000円
1493			女	昭和26年生		4万 4,000円
1494			女	昭和30年生		3万 4,000円
1495			女	昭和17年生		3万 3,000円
1496			女	昭和36年生		3万 3,000円
1497			女	昭和22年生		3万 3,000円
1498			女	昭和31年生		3万 3,000円
1499			女	昭和59年生		20万 3,000円
1500			女	昭和25年生		3万 3,000円
1501			女	昭和19年生		5,000円
1502			男	昭和47年生		26万 6,000円
1503			男	昭和33年生		24万 7,000円
1504			男	昭和35年生		28万 5,000円
1505			男	昭和40年生		28万 5,000円
1506			男	昭和56年生		21万 6,000円
1507			女	昭和32年生		7万 4,000円
1508			女	昭和58年生		5万 6,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1509			男	昭和27年生		30万 8,000円
1510			男	昭和32年生		30万 8,000円
1511			男	昭和32年生		25万 9,000円
1512			男	昭和37年生		36万 1,000円
1513			男	昭和41年生		35万 円
1514			男	昭和46年生		36万 1,000円
1515			女	昭和51年生		24万 8,000円
1516			女	昭和42年生		3万 8,000円
1517			女	昭和21年生		4万 円
1518			女	昭和33年生		4万 3,000円
1519			男	昭和47年生		25万 7,000円
1520			男	昭和53年生		6万 8,000円
1521			女	昭和33年生		5万 2,000円
1522			男	昭和41年生		39万 円
1523			男	昭和29年生		39万 6,000円
1524			女	昭和22年生		4万 7,000円
1525			女	昭和35年生		3万 3,000円
1526			男	昭和30年生		3万 3,000円
1527			男	昭和31年生		25万 2,000円
1528			女	昭和31年生		2万 5,000円
1529			女	昭和15年生		5万 1,000円
1530			女	昭和19年生		17万 8,000円
1531			女	昭和12年生		3万 5,000円
1532			女	昭和21年生		20万 9,000円
1533			女	昭和19年生		3万 5,000円
1534			女	昭和12年生		7万 6,000円



事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1535			男	昭和23年生		25万 7,000円
1536			女	昭和21年生		4万 7,000円
1537			女	昭和12年生		5万 7,000円
1538			男	昭和34年生		38万 4,000円
1539			女	昭和30年生		5万 5,000円
1540			女	昭和51年生		22万 1,000円
1541			女	昭和13年生		4万 5,000円
1542			女	昭和23年生		6万 6,000円
1543			女	昭和18年生		5万 2,000円
1544			男	昭和36年生		24万 9,000円
1545			女	昭和46年生		3万 8,000円
1546			男	昭和55年生		24万 5,000円
1547			女	昭和57年生		20万 8,000円
1548			女	昭和50年生		3万 7,000円
1549			女	昭和37年生		3万 2,000円
1550			女	昭和27年生		2万 2,000円
1551			男	昭和46年生		20万 4,000円
1552			男	昭和23年生		37万 8,000円
1553			女	昭和17年生		3万 9,000円
1554			男	昭和18年生		13万 5,000円
1555			女	昭和51年生		3万 3,000円
1556			女	昭和35年生		3万 3,000円
1557			女	昭和38年生		3万 3,000円
1558			女	昭和59年生		20万 3,000円
1559			女	昭和59年生		20万 3,000円
1560			女	昭和60年生		20万 3,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
1561			女	昭和37年生		3万 3,000円
1562			女	昭和25年生		3万 1,000円
1563			男	昭和50年生		16万 3,000円
1564			女	昭和30年生		1万 6,000円
1565			女	昭和29年生		9,000円
1566			女	昭和51年生		1万 9,000円
1567			男	昭和20年生		27万 1,000円
1568			女	昭和21年生		20万 3,000円
1569			女	昭和22年生		21万 1,000円
1570			女	昭和23年生		8,000円
1571			女	昭和37年生		22万 円
1572			男	昭和26年生		25万 8,000円
1573			女	昭和15年生		5万 8,000円
1574			女	昭和18年生		4万 9,000円
1575			女	昭和54年生		20万 9,000円
1576			男	昭和51年生		26万 7,000円
1577			女	昭和30年生		3万 4,000円
1578			女	昭和21年生		4万 円
1579			女	昭和57年生		3万 8,000円
1580			女	昭和58年生		20万 6,000円
1581			男	昭和52年生		18万 2,000円
1582			女	昭和32年生		3万 4,000円
1583			女	昭和28年生		3万 3,000円
1584			女	昭和41年生		3万 1,000円
1585			女	昭和33年生		2万 8,000円
1586			男	昭和41年生		23万 1,000円

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月5日から30年7月6日まで  
② 昭和31年4月1日から36年3月31日まで

A社を退職した時は脱退手当金があることを知らなかった。退職してすぐに「兄や妹」がいたのでB県に行って、職を見つけるためタイプライターの学校に入り、習得して昭和30年12月にC社に入社した。同社には同年12月から38年3月20日まで働いた。

昭和36年4月から38年3月までの23か月分として、脱退手当金を3万円もらったが、その他の期間はもらっていないので、上記以外の脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月31日に支給決定された脱退手当金のうち、36年4月1日から38年3月20日までの期間について受給したことを認めているところ、脱退手当金は、申立期間①及び②を含む支給日前の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、当該期間に相当する額が支給されたものとなっている。

また、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、C社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、昭和38年5月30日に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことが記録されていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月23日から40年6月23日まで  
私は、次男が小学校3年生になった昭和38年頃からA社（現在は、B社）C部D営業所E事務所に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録は40年6月23日からとなっている。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、次男が小学校3年生になった昭和38年頃からA社C部D営業所E事務所で勤務したと主張している。

しかしながら、生年月日からみると、申立人の次男が小学校3年生になるのは昭和39年である上、申立人が覚えている入社時の所長は、同年5月に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会しても、申立期間において申立人が勤務していたとの証言が得られない上、申立人が覚えている厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の同僚は、厚生年金保険の加入記録は勤務期間と合っていると回答している。

さらに、A社を引き継いだB社は、当時の資料が残されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。